



熊本県公報

第 1 2 5 6 3 号

平成 28 年 10 月 18 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定…………… (くらしの安全推進課) 1
- 平成 28 年度熊本県准看護師試験の実施…………… (医療政策課) 1
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 2
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (〃) 3
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 6

公 告

- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 7
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 7

告 示

熊本県告示第 890 号

熊本県少年保護育成条例 (昭和 46 年熊本県条例第 30 号) 第 7 条第 1 項の規定により少年に有害な興行として平成 28 年 10 月 7 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 28 年 10 月 18 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	女教師の秘密 縛ってあげる… (オーピー) 鉄格子の女 私を苛めないで (新日本映像) 陶酔妻 白濁に濡れる柔肌 (オーピー) 淫欲開花! 魅惑のラブハウス (オーピー)	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第 891 号

保健師助産師看護師法 (昭和 23 年法律第 203 号) 第 18 条の規定により、平成 28 年度熊本県准看護師試験を次のように実施する。

平成 28 年 10 月 18 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験日時
平成 29 年 2 月 17 日 (金) 午後 1 時 30 分から午後 4 時まで
- 2 試験場所
公立大学法人熊本県立大学 (熊本市東区月出三丁目 1 番 100 号)
- 3 試験科目
人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護
- 4 受験資格
次のいずれかに該当する者であること。
 - (1) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則 (昭和 26 年文部省・厚生省令第 1 号。以下「省令」という。) で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において 2 年の看護に関する学科を修めた者 (平成 29 年 3 月までに修業する見込みの者を含む。)
 - (2) 省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者 (平成 29 年 3 月までに卒業する見込みの者を含む。)
 - (3) 省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) に基づく大学 (短期大学を除く。) において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者 (平成 29 年 3 月までに卒業する見込みの者を含む。)

- (4) 省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成29年3月までに修業する見込みの者を含む。）
 - (5) 省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（平成29年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
 - (6) 外国の看護師の業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)から(5)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
 - (7) 外国の看護師の業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(6)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの
- 5 受験手続
- (1) 提出書類
 - ア 受験願書（熊本県所定のもの）
写真（試験申込み前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）を所定の欄に貼ること。
なお、写真の提出に当っては、現に在籍をし、若しくは卒業（修業）をした4(1)から(5)までの養成所等の長又は熊本県健康福祉部健康局医療政策課において、写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受け、写真票に照合印を、写真に刻印又は割印を受けること。
 - イ 受験資格を有することを証明する書類
 - (ア) 4(1)から(5)までのいずれかに該当する者 卒業（修業）証明書。ただし、平成29年3月までの卒業（修業）予定者は、卒業（修業）見込証明書とする。
 - (イ) 4(6)に該当する者 厚生労働大臣が交付した看護師国家試験受験資格認定書の原本を持参の上その写しを提出
 - (ウ) 4(7)に該当する者 都道府県知事が交付した准看護師試験受験資格認定書の原本を持参の上その写しを提出
 - ウ 返信用封筒
長形3号（12.0センチメートル×23.5センチメートル）の返信用封筒に宛先及び郵便番号を明記し、82円分の切手を貼付すること。ただし、一括申込みの場合は、返信用封筒に受験票の郵送に必要な額の切手を貼ること。
 - (2) 受験手数料
6,900円（熊本県収入証紙によること。）
 - (3) 受付期間
平成29年1月4日（水）から同月12日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
 - (4) 提出先
熊本県健康福祉部健康局医療政策課看護班
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 6 合格者の発表
平成29年3月16日（木）午前10時に県庁行政棟本館1階県民ホール及び県内各保健所（熊本市保健所を除く。）に合格者の受験番号を掲示するほか、熊本県ホームページに掲載するとともに、合格者には郵送等により通知する。
なお、電話による試験結果の問合せには、応じない。
- 7 問合せ先
熊本県健康福祉部健康局医療政策課看護班
電話 096-333-2206

熊本県告示第892号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。
平成28年10月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
法連寺沢1-1	山都町鶴ヶ田	別図1のとおり	土石流
法連寺沢1-2	山都町鶴ヶ田	別図2のとおり	土石流

法連寺沢 2	山都町鶴ヶ田	別図 3 のとおり	土石流
木原谷川 2	山都町木原谷	別図 4 のとおり	土石流
井無田沢	山都町井無田	別図 5 のとおり	土石流
郷野原沢	山都町郷野原	別図 6 のとおり	土石流
鎌野川 2	山都町鎌野・尾野尻	別図 7 のとおり	土石流
川の口沢	山都町木原谷	別図 8 のとおり	土石流
上梅の木鶴川	山都町緑川	別図 9 のとおり	土石流
汗見川（山宮川）－ 3	山都町緑川	別図 1 0 のとおり	土石流
小中竹－ 1	山都町小中竹	別図 1 1 のとおり	急傾斜地の崩壊

（別図 1 から別図 1 1 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 8 9 3 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 8 年 1 0 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
鶴底沢	山都町鶴ヶ田	別図 1 のとおり	土石流	別図 1 のとおり
法連寺沢 1－ 3	山都町鶴ヶ田	別図 2 のとおり	土石流	別図 2 のとおり
木原谷川 1	山都町木原谷	別図 3 のとおり	土石流	別図 3 のとおり
鎌野川 1	山都町鎌野・尾野尻	別図 4 のとおり	土石流	別図 4 のとおり
下梅の木鶴川	山都町緑川	別図 5 のとおり	土石流	別図 5 のとおり
汗見川（山宮川）－ 1	山都町緑川	別図 6 のとおり	土石流	別図 6 のとおり
汗見川（山宮川）－ 2	山都町緑川	別図 7 のとおり	土石流	別図 7 のとおり
汗見川（山宮川）－ 4	山都町緑川	別図 8 のとおり	土石流	別図 8 のとおり
川口 2	山都町川口	別図 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 9 のとおり
川口 3－ 1	山都町川口	別図 1 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 0 のとおり
川口 3－ 2	山都町川口	別図 1 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 1 のとおり

須の子 1 (川口 8)	山都町川口	別図 1 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 2 のとおり
組先-1	山都町郷野原	別図 1 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 3 のとおり
組先-2	山都町郷野原	別図 1 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 4 のとおり
小幡-1	山都町鶴ヶ田	別図 1 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 5 のとおり
小幡-2	山都町鶴ヶ田	別図 1 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 6 のとおり
鶴底 1-1	山都町鶴ヶ田	別図 1 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 7 のとおり
鶴底 1-2	山都町鶴ヶ田	別図 1 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 8 のとおり
原尾野-1	山都町鶴ヶ田	別図 1 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 9 のとおり
原尾野-2	山都町鶴ヶ田	別図 2 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 0 のとおり
仁田尾-1	山都町鶴ヶ田	別図 2 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 1 のとおり
仁田尾-2	山都町鶴ヶ田	別図 2 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 2 のとおり
仁田尾-3	山都町鶴ヶ田	別図 2 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 3 のとおり
井無田-1	山都町井無田	別図 2 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 4 のとおり
井無田-2	山都町井無田	別図 2 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 5 のとおり
井無田-3	山都町井無田	別図 2 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 6 のとおり
山中-1	山都町鶴ヶ田	別図 2 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 7 のとおり
山中-2	山都町鶴ヶ田	別図 2 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 8 のとおり
法連寺 1-1	山都町鶴ヶ田	別図 2 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 9 のとおり
法連寺 1-2	山都町鶴ヶ田	別図 3 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 0 のとおり
目名田-1	山都町鶴ヶ田	別図 3 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 1 のとおり
目名田-2	山都町鶴ヶ田	別図 3 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 2 のとおり
目名田-3	山都町鶴ヶ田	別図 3 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 3 のとおり
須原-1	山都町須原	別図 3 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 4 のとおり
須原-2	山都町須原	別図 3 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 5 のとおり

木原谷 1-1	山都町木原谷	別図 3 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 6 のとおり
木原谷 1-2	山都町木原谷	別図 3 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 7 のとおり
木原谷 2-1	山都町木原谷	別図 3 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 8 のとおり
木原谷 2-2	山都町木原谷	別図 3 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 9 のとおり
木原谷 4-1	山都町木原谷	別図 4 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 0 のとおり
中村-1	山都町木原谷	別図 4 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 1 のとおり
中村-2	山都町木原谷	別図 4 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 2 のとおり
中村-3	山都町木原谷	別図 4 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 3 のとおり
檜原-1	山都町木原谷	別図 4 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 4 のとおり
檜原-2	山都町木原谷	別図 4 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 5 のとおり
檜原-3	山都町木原谷	別図 4 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 6 のとおり
樽原(檜原 1)-1	山都町木原谷	別図 4 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 7 のとおり
鶴底 4	山都町鶴ヶ田	別図 4 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 8 のとおり
鶴底 5	山都町鶴ヶ田	別図 4 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 9 のとおり
川口 4	山都町川口	別図 5 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 0 のとおり
川口 6	山都町川口	別図 5 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 1 のとおり
川口 5	山都町川口	別図 5 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 2 のとおり
川口 7-1	山都町川口	別図 5 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 3 のとおり
川口 7-2	山都町川口	別図 5 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 4 のとおり
古野原	山都町鶴ヶ田	別図 5 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 5 のとおり
鶴底 3(原尾野 1)	山都町鶴ヶ田	別図 5 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 6 のとおり
鶴底 2(小幡 1)-1	山都町鶴ヶ田	別図 5 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 7 のとおり
鶴底 2(小幡 1)-2	山都町鶴ヶ田	別図 5 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 8 のとおり
伊無田原(井無田 1)	山都町井無田	別図 5 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 9 のとおり

牛ヶ瀬-1	山都町鶴ヶ田	別図 6 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 0 のとおり
牛ヶ瀬-2	山都町鶴ヶ田	別図 6 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 1 のとおり
法蓮寺 2-1	山都町鶴ヶ田	別図 6 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 2 のとおり
法蓮寺 2-2	山都町鶴ヶ田	別図 6 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 3 のとおり
伊良野原	山都町郷野原	別図 6 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 4 のとおり
高須	山都町須原	別図 6 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 5 のとおり
小中竹（檜原 2）-1	山都町木原谷	別図 6 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 6 のとおり
小中竹（檜原 2）-2	山都町木原谷	別図 6 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 7 のとおり
貫原 1-1	山都町貫原	別図 6 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 8 のとおり
貫原 1-2	山都町貫原	別図 6 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 9 のとおり
貫原 1-3	山都町貫原	別図 7 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 0 のとおり
貫原 2-1	山都町貫原	別図 7 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 1 のとおり
貫原 2-2	山都町貫原	別図 7 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 2 のとおり
高月-1	山都町高月	別図 7 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 3 のとおり
高月-2	山都町高月	別図 7 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 4 のとおり
小迫-1	山都町鶴ヶ田	別図 7 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 5 のとおり
小迫-2	山都町鶴ヶ田	別図 7 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 6 のとおり
木原谷 3	山都町木原谷	別図 7 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 7 のとおり
川口 1	山都町川口	別図 7 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 8 のとおり
小中竹-2	山都町小中竹	別図 7 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 9 のとおり

（別図 1 から別図 7 9 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 8 9 4 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 2 1 条の 5 の 2 4 の規定により公示する。

平成 2 8 年 1 0 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
-------------	---------------------------	-------	-------	------------

ドリーム華琉 八代市鏡町貝洲 288番地2	合同会社ドリーム華琉 八代郡氷川町宮原2 19番地3 西村 薫	平成28年1 0月15日	4350200251	指定児童発 達支援 指定放課後 等デイサー ビス
-----------------------------	--	-----------------	------------	--------------------------------------

公 告

熊本県公告第631号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成28年10月18日から同月31日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成28年10月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
園田 邦雄	天草市本渡町本戸馬場	天草市本渡町本渡字口ノ原2235番2
吉永 岩根	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字堂面原3271番1ほか1筆
柴田 和弘	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字砂尾2526番3
鏡 幸一	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字平2372番1
中村 文人	天草市倉岳町宮田	天草市河浦町久留字丸友4262番ほか1筆
井口 義博	天草市河浦町久留	天草市河浦町久留字広浦4018番2

2 申請年月日

平成28年10月3日

熊本県公告第632号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成28年10月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字荒仕子道1613番1
1,630.34平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区水前寺四丁目13番8号
株式会社経和不動産